

2020年7月27日

北海道知事 鈴木 直道 様
石狩湾新港管理組合管理者 鈴木 直道 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安田 秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤 言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田 一則（一般社団法人北海道自然保護協会）

**(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業説明会中止に関わり
事業者への働きかけを求める要望書**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職にあつては、北海道の豊かで優れた自然や生物多様性の保全を継承しつつ、環境への負担が少ない持続可能な社会を構築すべく、日頃ご尽力くださっていることに、また石狩新港の健全な運営にご努力されていることに感謝申し上げます。

さて、ご承知のように、合同会社グリーンパワー石狩による(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書は現在縦覧されております(7月31日まで)。合同会社グリーンパワー石狩の代表事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントは、7月18日、19日に予定していた同事業の説明会をCOVID-19感染拡大防止の観点から中止するとし、その代わりとして説明会で使用を予定していた資料を7月18日～31日に同社WEBサイトに掲載し、それへの質問は郵送または電子メールで受け付け、質問への回答はWEBサイトに掲載するとしています。しかし、文書による事業説明は不十分なことは明らかで、私たちは、事業説明会の延期を求めて、別添の要望書を株式会社グリーンパワーインベストメントに提出いたしました。

本事業は日本でほぼ初めてと言える本格的な港湾での洋上風力発電事業であること、洋上発電事業については国内では先例がほとんどなく、国も事業者も海岸から数キロしか離れていない沿岸部での洋上風力発電が沿岸部の海洋生態系や近隣の住民の健康にどのように影響するかを評価する明確な知見を持ち合わせていないこと、また、本計画では石狩湾新港の沖2～3kmのところに洋上風力発電でも最大級の単基出力8MWの巨大風力発電機が14基も立つこと(総出力約100MW)、また既存の3事業者による風力発電事業(石狩湾新港風力発電所 [6.6MW、コスモエコパワー株式会社]、石狩コミュニティウインドファーム [20MW、株式会社市民風力発電]、銭函風力発電所 [33MW、銭函ウインドファーム合同会社])を含めた環境への累積的影響の具体的評価が明らかでないこと、さらに極めて重大なことは、住民や自治体が意見を表明できない評価書段階で急に単基出力を4MWから8MWに倍増したことなど、本事業には危惧すべき大きな問題が多くあり、本来であれば再度、環境影響評価をやり直す必要があると

考えます。少なくとも、事業者は環境影響評価書での変更内容や事業計画について地域住民に十分な説明を行うべきです。

私たちは、道民の生活と健康を守る立場である北海道知事であるとともに石狩湾新港の健全な管理を行う立場である港湾管理者でもある貴職に対し、以下の要望をいたします。

記

1. (仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響準備書に対し、貴職は知事意見として、工業団地周辺の住民に対する騒音や超低周波音による健康への影響の懸念、対象事業実施区域及びその周辺での希少猛禽類や希少な海鳥のバードストライクや生息環境喪失の懸念、底生性魚介類やトド等の海棲哺乳類など周辺の海洋生態系や漁業への影響、さらには海流の流況の変化による海底環境の変化などについて厳しい危惧の念を述べるとともに、(総括的事項)において、「対象事業実施区域周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと」と述べています。したがって、貴職にあつては、本事業者が事業説明を自社ウェブサイトで行うのではなく、時期を改めて事業説明会を開催し、ウェブサイト閲覧環境にない住民も含めて具体的かつ丁寧な説明を行うよう、本事業者に働きかけていただくことを求めます。
2. 国土交通省港湾局と環境省地球環境局が作成した『港湾における風力発電について -港湾の管理運営との共生のためのマニュアル-』(2012年)には、「地域住民の理解は風力発電事業との共生を図る上で重要であり、適地の設定段階時及び風力発電事業者の公募に関する要件を定める段階において、地域住民の意見を適切に反映することが適切と考えられる。」とあり、港湾区域での風力発電事業における地域住民の理解が重要であることを指摘しています。また、「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準」(石狩湾新港管理組合 2015年4月)の「3.公募要件 (1)必須事項」に「④地域における社会受容性への配慮 応募者は、自らの費用と責任において風力発電施設を設置することを念頭に、地域への理解を求める方策並びに地域住民・立地企業及び港湾利用者のための港湾アメニティへの配慮といった地域における社会受容性への配慮について、具体的に提案するものとする。」とあり、事業者は地域の理解を求める方策を実践することが求められています。したがって、港湾区域での本事業について地域住民の意見を汲み取っているかなどの地域における社会受容性への配慮がされているかを確認することは、港湾管理者である貴職の重要な責務です。

本風力発電事業では、特に地域住民が意見を述べることのできない評価書段階で単機出力が4MWから8MWに倍増されたことにより本事業による健康への影響について不安や懸念を抱く地域住民が多いことから、石狩新港港湾地区の占用を許可する立場にある港湾管理者である貴職にあつては、本事業者に住民への事業説明会を行うよう勧めてくださるよう要望いたします。

また、先に挙げた「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準」の「3.公募要件 (1)必須事項」には「⑤景観及び環境への配慮 応募者は、石狩湾新港

及び周辺地域の状況を踏まえて、水質汚濁、騒音、振動等に関する管理基準及び重要な種及び注目すべき生息地・群落の分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況への対応、周辺環境との調和等、環境及び景観への配慮について、提案するものとする。」とあり、計画変更に伴い景観や動植物を含めた環境への配慮をどのようにするのかも、説明会を実施して真摯な説明を行うことが求められます。

なお、この件につきまして、貴職のお考えや対応について、7月31日までに書面をもって下記宛にご回答くださるようお願いいたします。

送付先（事務局）：

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子
〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307
電話：090-6211-160
E-mail:h.yasuda1007@icloud.com

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会構成団体：

一般社団法人北海道自然保護協会
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会（事務局）
銭函海岸の自然を守る会
他道内9団体